

議 員 の 派 遣 に つ い て

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和7年6月18日

鹿追町議会議長 上 嶋 和 志

記

- 1 北海道町村議会議員研修会〔北海道町村議会議長会主催〕
 - (1) 目 的 議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため
 - (2) 派遣場所 ①北海道町村議会議員研修会
札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）
②先進地視察調査
ウポポイ 民族共生象徴空間（白老町）
 - (3) 派遣期間 令和7年7月8日（火）、9日（水）（2日間）
 - (4) 派遣議員 上嶋和志、清水浩徳、安藤幹夫、狩野正雄、川染 洋、山口優子、青砥敏一、金子孝伸、黒井敦志、佐々木康人
- 2 議会広報研修会〔北海道町村議会議長会主催〕
 - (1) 目 的 議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、紙面充実を図るため
 - (2) 派遣場所 ポールスター札幌 （札幌市中央区）
 - (3) 派遣期間 令和7年8月19日（火）（1日間）
 - (4) 派遣議員 佐々木康人、山口優子、青砥敏一、金子孝伸、黒井敦志
- 3 そ の 他 上記1から2の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについて議長に一任する。